

## 春日井市スポーツ振興基本条例

かねてから文化、スポーツによるまちづくりを提唱してきた春日井市では、市の持っているスポーツ環境を始めとした様々な特性を活かした施策を推進していくため、平成25年3月に「春日井市スポーツ振興基本条例」を制定した。平成14年に制定された「春日井市文化振興基本条例」とともに、文化とスポーツを両輪として「文化・スポーツ都市」の実現を目指す。

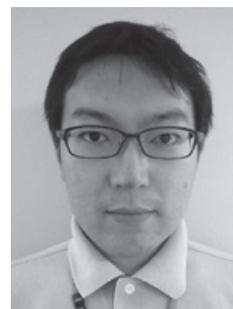
## 1 はじめに

本市では、市民が自主的・主体的に活動を行い、長期的・安定的に事業を実施していくためには「条例」という形の下で市民との協働関係を築いていくことが必要であるとの思いで、平成14年に文化芸術振興基本法の意向をくみ入れた春日井市文化振興基本条例を制定しました。

また、平成21年度に、地域での生活に深く根差し多種多様に行われる文化やスポーツ、生涯学習といった活動を担う「文化スポーツ部」を市長部局に設置し、関係各課との連携の強化や、一体的推進、活性化を図りました。

平成23年6月には「スポーツ振興法」が50年ぶりに全部改正され、新たに制定された「スポーツ基本法」では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示し、国、地方公共団体、スポーツ団体を始めとする関係者の連携と協働によって、その基本理念の実現を図ることを具体的に規定しています。地方公共団体にあつては、法律の基本理念にのっとり、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を実施する責務が課せられています。

平成24年度本市市政方針において、文化や



春日井市文化スポーツ部スポーツ課  
スポーツ振興担当 主事

石原 靖識

## 2 条例制定の目的

スポーツは、生きがいづくりや健康づくりに大切であるばかりでなく、地域間交流や世代間交流の推進、地域コミュニティの活性化などの面からも大きな役割が期待されていることを示しました。さらに翌年には、生きがいと潤いのある充実した生活を営み、活力ある地域社会を創り上げていく上で、文化やスポーツが果たす役割がますます大きくなっていくことも示し、増え続けるスポーツ需要に応え、スポーツの振興に関する施策を総合的に推進するため、春日井市スポーツ振興基本条例を制定するというに至りました。

文化やスポーツの推進には、長期の計画を策定し、数値目標等の指標を掲げそれを達成していく方法だけでなく、日々刻々と変化する時代や住民のニーズに 대응していくことが必

要です。本市は、そういった観点から、文化とスポーツについて「条例」という基本的な理念を定め、条例の理念を受けたスポーツ振興施策の方向性を示すものとして基本方針を策定することとし、その方向性に沿った具体的な事業を計画・実施していくこととしました。

本市においては、第四次春日井市総合計画の将来像である「健やかな暮らしに活力あふれるまち 春日井」の実現の一翼を担うべく、平成12年6月に「スポーツで育む 健やかライフ」をテーマに「生涯スポーツの推進」「地域スポーツ活動の推進」「競技スポーツの振興」「推進・指導体制の充実」「スポーツ情報

の提供」「スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実」を柱におおむね10年を目標年次とした「春日井市スポーツ振興計画」を策定しスポーツ活動を促進する環境整備に努めてきました。この計画は、当時のスポーツ振興法の定めに応じ策定したのですが、内容は理念的な事項が多かったこともあり、本条例の制定に当たり、この計画の理念を継承しつつ、企業等の役割など新たな施策を盛り込むこととしました。

また、平成20年度を初年度とし平成29年度を目標年次とする第五次春日井市総合計画が策定され「人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市」の実現を図るため、体育協会など

のスポーツ団体とともに、市民ニーズや期待に適切に応え、市民一人ひとりがスポーツを継続的に実践でき、地域の交流や競技力の向上につながるスポーツ環境を整備することが重要な施策になっていきます。この施策を実行していくため本条例を制定し、指針としての基本理念を確立し明言しました。

### 3 スポーツ振興基本条例

本条例を制定するに当たり、企画政策部、総務部、健康福祉部、青少年子ども部、まちづくり推進部、教育委員会の担当者による部会を設置し、市の現状把握から始まり、条例の構成や条文の文言について検討を進めました。前述のとおり本条例は、文化・スポーツ都市を実現していくための条例であり、先行して施行されている文化振興基本条例と整合性を持たせた構成としました。

本条例は全15条からなり、順に①目的、②定義、③基本理念、④市民の役割、⑤スポーツ団体の役割、⑥企業等の役割、⑦市の責務、⑧基本方針の策定、⑨生涯スポーツの推進、⑩コミュニティスポーツによる地域の活性化、⑪子どもの体力向上及びスポーツ活動の充実、⑫障害者スポーツの促進、⑬指導者の養成、⑭スポーツ施設の整備、⑮顕彰及び助成を規定しています。

また、本条例の前文として、次のとおり規定しています。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進などのために行われる運動競技その他身体活動であり、人間が本来有する運動本能の欲求を充足させるとともに、爽快感、達成感、楽しさ、喜びを与え、仲間との関わりによる連帯感や協調意識を向上させるものである。

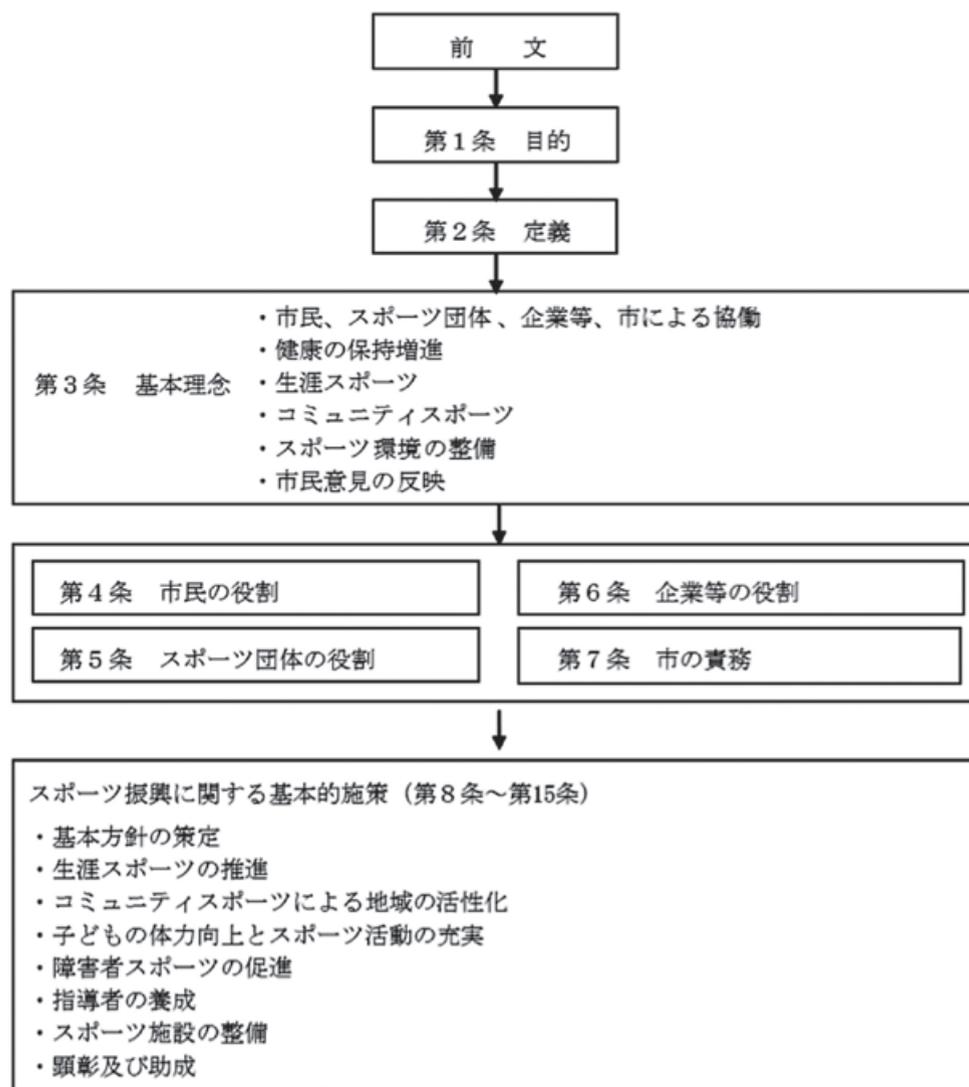
さらに、スポーツは、次代を担う青少年の健全育成、世代間の交流、地域コミュニティの醸成などに資するものであり、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に不可欠なものである。

これらスポーツが有する多様な意義について市民一人ひとりが理解し、スポーツを通じた市民相互の信頼と絆によって地域の交流を深め、市民の誰もが「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現していかねばならない。

このような認識のもと、私たちは、市民、スポーツ団体、企業等及び市がそれぞれの役割を果たし協働することにより、明るく豊かで活力ある「スポーツ都市春日井」を築くため、ここに、この条例を制定する。

前文は、この条例制定の経緯、現状認識、

条例構成図



目指す方向などを示し、スポーツの価値や、意義、スポーツの果たす役割の重要性を理解し、『スポーツ都市春日井』を築くため、その決意を表明するために設けることとしました。

前文は、4段落で構成されており、1段落目でスポーツは、日常生活を送る上で健康、精神、感情、協調意識の面から不可欠であること、2段落目でスポーツは、明るく豊かで

活力に満ちた社会の形成に役立つものであること、3段落目でスポーツが有する多様な意義について市民一人ひとりが理解し、生涯スポーツ社会の実現を目指すこと、4段落目でそれぞれが協働して、明るく豊かで活力ある「スポーツ都市春日井」を築くことを明言しています。

第3条には、前文を受けて、次のとおり基本理念を規定しました。

(基本理念)

- 第3条 スポーツの振興に当たっては、市民、スポーツ団体、企業等及び市が協働して進めなければならない。
- 2 スポーツの振興に当たっては、市民一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、スポーツ活動を通して、健康の保持増進に努めなければならない。
- 3 スポーツの振興に当たっては、全ての市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会が確保されなければならない。
- 4 スポーツの振興に当たっては、スポーツ活動を通じ、世代間の交流を促進し、地域の活性化が図られなければならない。
- 5 スポーツの振興に当たっては、全ての市民がスポーツ活動を行うことができるよう環境が整備されなければならない。

6 スポーツの振興に当たっては、施策の推進に広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

本条は、前文に掲げた目指すべき方向を実行に移すため、具体的な目標（指標）となる6つの基本理念を定めたもので、「スポーツ都市春日井」の実現を目指して、市民、スポーツ団体、企業等及び市が果たすべき役割及び責務の基本となる考え方を示しました。

続く、第4条から第7条では、基本理念を規定した第3条第1項及び第2項の具体的な役割や考え方を規定しています。特に第7条においては、市の責務として次のとおり規定しました。

#### （市の責務）

第7条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、スポーツの振興に関し、市の特性に応じた施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、明るく豊かで活力ある「スポーツ都市春日井」を築くため、市民、スポーツ団体及び企業等と協働するとともに、これらのスポーツ活動に対して必要な支援を行うものとする。

本条は、春日井市全体として、スポーツの振興を図ることを明らかにしたものです。「市の特性」とは、本市の持つ地域性、立地条件、

スポーツ環境の整備状況、スポーツ関係団体等の組織を指し、具体例としては、毎年開催されている「全国高等学校剣道選抜大会」及び「全日本女子学生剣道優勝大会」から、「剣道のまち春日井」として称されていることがあります。「施策を総合的に策定」とは、この次に示す第8条の「基本方針」を定め、あらゆる角度からスポーツ推進施策を、横断的に策定していくことを示しています。

#### （基本方針の策定）

第8条 市長は、スポーツの振興に関する施策の推進を図るため、スポーツの振興に関する基本方針を定めなければならない。

スポーツ基本法第10条「地方スポーツ推進計画」の規定を受け、本条例第7条の規定にのっとり、基本方針の策定について定めました。

スポーツ振興法（旧法）では、「地方スポーツ推進計画」の策定が義務付けされておりましたが、スポーツ基本法では、地方公共団体の自主的、主体的な判断を尊重する地方分権の観点から、地方の実情に即した判断に委ねることとし、法律では策定を努力義務とし、手続に係る条項が廃止されました。これを踏まえ、本市では、スポーツ基本法の求める、地方スポーツ推進計画の意義を参酌し、基本理念を示す条例を制定し、条例の中で、基本

方針を策定することとし、この基本方針が地方スポーツ推進計画に替わるものと位置付けることとしました。

この第8条から第15条までは、基本理念を規定した第3条第3項から第6項までの指標に従い、スポーツに関する基本的な施策を規定しています。その中でも第10条は、本条例で最も大きな特徴として位置付けられる重点施策であり、次のとおり規定しました。

#### （コミュニティスポーツによる地域の活性化）

第10条 市は、地域における全ての世代の人々の交流が促進され、地域の活性化並びに人々の連帯感及び協調意識の向上を図るため、地域のスポーツ活動への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

本条は、スポーツを通じて、地域コミュニティの活性化を図るための必要な施策について定めています。地域のスポーツ活動を推進するために、本市では各小学校区に1人以上配置しているスポーツ推進委員等とともにサポートすることで、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が気軽にスポーツをする機会を提供することを定めました。

本条例は、明るく豊かで活力ある「スポーツ都市春日井」を目指し、市民、スポーツ団体、企業及び市が協働し、スポーツによるま

ちづくりを推進していくために、このとおり制定されました。

#### 4 スポーツ振興基本方針

本条例第8条で定めることとした基本方針は、条例の理念を受け、スポーツ振興施策の方向性を示すものとして平成26年3月1日に施行しました。

本方針では、スポーツを通じた市民相互の信頼と絆によって地域の交流を深め、市民の誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指すべき姿とし、3つの基本方針により、総合的な取組を進めることとしています。

3つの基本方針は、「生涯スポーツの推進」「コミュニティスポーツの推進」「スポーツ施設の整備充実」からなり、1つ目の「生涯スポーツの推進」では、全ての市民が生涯にわたって、体力、年齢、技術等に合ったスポーツを継続的に親しみ、健やかに過ごすことができるライフステージに応じたスポーツへのかかわり方を示すとともに、競技スポーツの振興及び障害者のスポーツ支援を図ることを規定しています。2つ目の「コミュニティスポーツの推進」では、学校区体育振興会(注)を始めとした地域で活動するスポーツ団体や地域

で活躍するスポーツ推進委員を支援することで、スポーツやレクリエーションを通じて豊かなコミュニティを形成し、地域における全ての世代の人々の交流が促進され、地域の活性化及び人々の連帯感並びに協働意識の向上を図ることを規定しています。最後に「スポーツ施設の整備充実」では、市民が安心して利用できるようなスポーツ施設や競技水準の向上を図るスポーツ施設を整備することを規定しています。

本方針の結びには、スポーツ推進体制として、市民、スポーツ団体、企業、教育機関及び市がそれぞれの役割を果たし協働することが必要であるとしています。

#### 5 スポーツの取組

本条例及び基本方針に則した事業取組の一つとして、「かすがい！スポーツフェスティバル」というイベントを体育の日に実施しています。同イベントは、スポーツ推進委員が中心となって運営を行い、市のスポーツ振興の中核となる総合体育館をはじめ、温水プール、市民球場及び平成25年度に開設した落合公園体育館の各施設で同時に開催し、特色あるイベントブースを展開しています。総合体育館では、トップアスリートを招致し親子を対象としたかけっこ教室を実施しているほ

か、施設の無料開放や、ヨガ、アーチェリーの体験、チャレンジコーナー等を設けています。また、温水プールではカヌー体験、市民球場では野球教室を実施し、落合公園体育館ではバドミントンや卓球といった利用率の高い種目による無料開放を行っています。幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方が楽しくスポーツに触れることのできるイベントとなっており、5000人を超える参加者がスポーツへの関心と興味を深めています。

スポーツ推進母体の一つである本市の体育協会は、競技スポーツの取りまとめを行っており、各加盟団体における市民体育大会の開催や、選手の派遣、教室の開催等に対する助成を行い、条例に規定する「市の責務」と「団体の役割」の橋渡しを担う重要な役割を果たしています。併せて、学校区体育振興会への助成や体育協会における表彰を行っており、コミュニティスポーツによる地域の活性化、指導者の養成、顕彰及び助成の一翼を担うことで、本市のスポーツ振興を図っています。

また、本市では、2つの剣道の全国大会が開催されているほか、V・プレミアリーグやNBDL等のトップリーグの試合を誘致しており、観戦することを通じたスポーツの普及振興も図っています。

## 6 今後の展望

本条例及び文化振興基本条例によって、本市の文化とスポーツの骨子が示されました。これらの条例を軸に、文化・スポーツに関する専門的な組織として設立出資した、文化では「かすがい市民文化財団」、スポーツでは「春日井市スポーツ・ふれあい財団」が、両輪となって条例の体現と「文化・スポーツ都市」の実現を図っていきます。

文化もスポーツもともに「協働」がキーワードとなっており、活動の主役である市民がいかに活躍できるか、その環境を市がどのように提供できるかを検討し、施策を実施する必要があります。例えば、地域のスポーツ活動を地区のスポーツ推進委員とともに盛り上げ、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツをする機会を提供することで、体力向上、健康の保持・増進を目指していきます。また、老朽化の進行するスポーツ施設の効率的な維持管理に努め、安全確保を図るとともに、施設の利用状況などを調査し、真に必要なとされるスポーツ施設のあり方を研究することで、時代や世代のニーズに応え、市民が充実した活動を行うことができる環境を整えていくことが市の担うべき部分であります。

文化やスポーツは、生きがいづくりや健康づくりに大切であるばかりでなく、地域間や世代間交流の推進、地域コミュニティの活性化など魅力あるまちづくりの面からも大きな役割が期待されています。

本市では、文化やスポーツを楽しむことができる環境を充実させ、文化とスポーツが両輪となって、明るく豊かで活力ある「文化・スポーツ都市」の実現を目指します。

### 注 学校区体育振興会

小学校区又は中学校区を単位として組織する、地域で組織された体育振興会。市内17の振興会が組織され、各地区でスポーツ振興のイベント等を行っている。歴史の長いものでは昭和49年に設立された振興会もあり、本市では総合型地域スポーツクラブの位置づけをして、その活動を支援している。

## 特集 スポーツ振興と自治体

●第31号(2012年11月発売) 定価(本体1,143円+税)

### ・特集 義務付け・枠付けの見直しと条例制定

義務付け・枠付けの見直しに関する条例制定の動向  
〔先進自治体における条例制定事例〕  
香川県道路の構造の技術的基準に関する条例  
福井県営住宅条例の改正について  
札幌市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例について  
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の制定について  
福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

### ・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

### ・トピックス

急増する空き家対策条例  
公共政策大学院の現状と課題



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい(通話料無料) URL: <http://gyosei.jp>  
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495 Web 案内